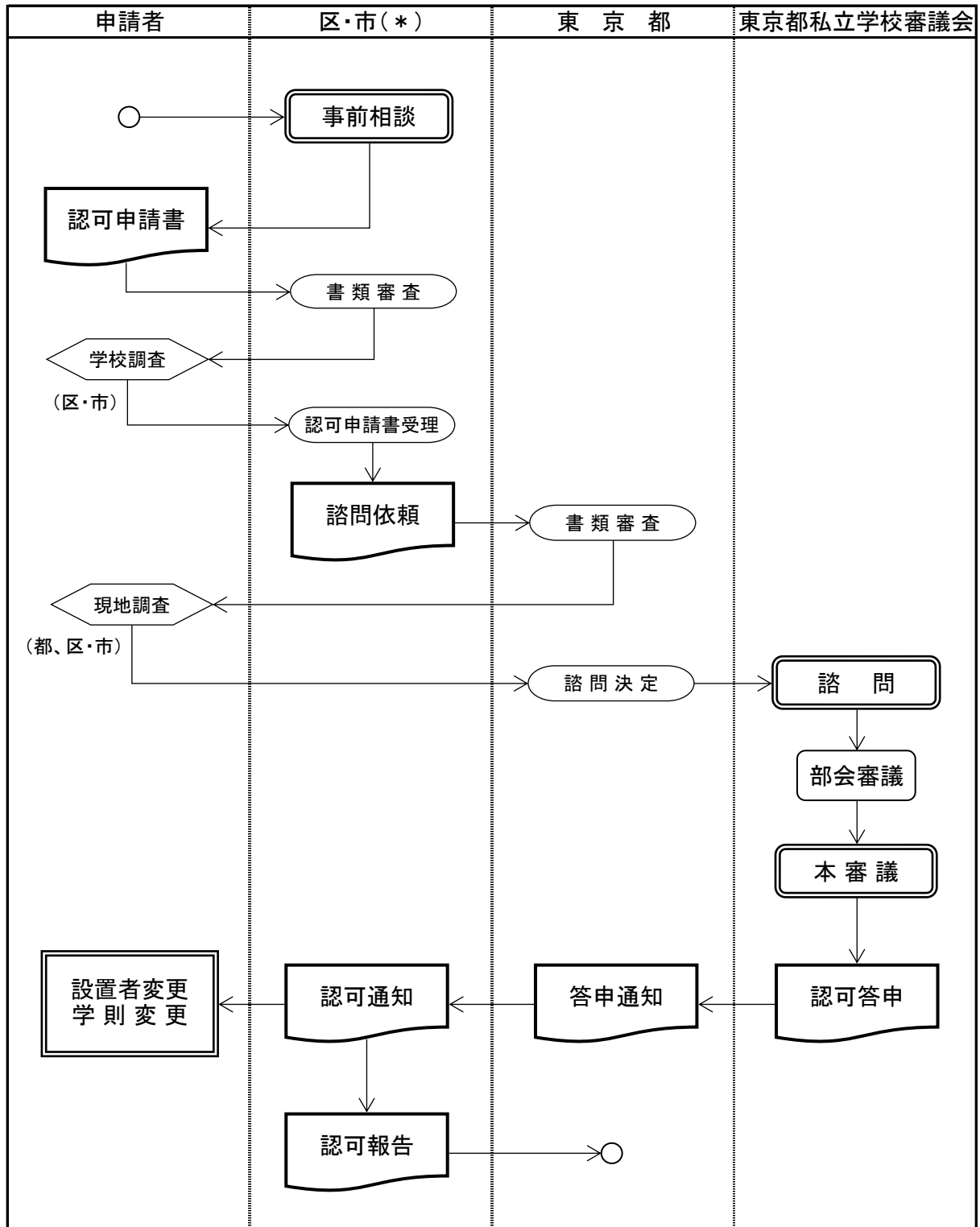


各種学校の設置者変更・収容定員変更に係る学則変更認可の手続き



(\*) 東京都知事所轄校は、区・市で行う事務手続を東京都が行う。

- 【東京都知事所轄校……①市に設置する教員免許、資格免許の認定又は指定のある専修・各種学校  
②区・市に設置する外国人学校、③町村に設置する専修・各種学校】